

## 共通事項

### 1. 依頼及び受託等の手続き

#### (1) 依頼の手続き

依頼者は、別に定める申込書（様式 1 号）により本協会あて依頼するものとする。

#### (2) 派遣講師等

依頼・要請により派遣する講師は、原則として本協会職員又は本協会から委託を受けたもの等とする。

#### (3) 受託料金等

##### ① 受託基本料金（消費税込み）派遣 1 名当たり

研修・支援時間区分	料 金
1 日・・・・・・・・・・・・・・・・	80,000 円
半日・・・・・・・・・・・・・・・・	40,000 円

\* 相談・問合せは無償で対応する。なお、時間外・休日・深夜研修は、対応しない。

##### ② 派遣する本協会職員等の交通費及び宿泊費（本協会の規定により算出した額。）

##### ③ 特別教材（紙ベース・資料費・その他実費）

（依頼・要望により特別な教材・資料の作成等に要した額）

#### (4) キャンセルの扱い

依頼者の起因・過失等により当該研修等が中止となった場合は、受託研修料又は受託支援料並びに特別教材・資料費の取扱いは次のとおりとする。

区 分	取扱い
研修・講演開始日 7 日以前は	受託研修料及び受託支援料並びに特別教材・資料費は徴しない。
研修・講演開始日 6 日から 3 日以前は	受託研修料及び受託支援料並びに特別教材・資料費の 50% を徴する。
研修・講演開始日 2 日以降は	受託研修料及び受託支援料並びに特別教材・資料費の全額を徴する。